

令和 8 年度

町 有 地 売 却 の 案 内

一 般 競 争 入 札

猪苗代町

【お問い合わせ先】

猪苗代町役場 企画財務課 財務係

住所 〒969-3123

福島県耶麻郡猪苗代町字城南 1 0 0 番地

電話 0 2 4 2 - 6 2 - 2 1 1 2 (直通)

一 般 競 争 入 札 案 内 書

一般競争入札により売却する物件は下表のとおりです。

◎ 入札対象物件

物件番号	2
所在地	猪苗代町字芦原 1 3 番 1、1 4 番 1、1 5 番 1
地目	原野（現況：宅地）
地積	計 1, 7 6 4. 0 0 m ² (字芦原 13 番 1 : 689. 00 m ² , 同 14 番 1 : 711. 00 m ² , 同 15 番 1 : 364. 00 m ²)
計画都市区分	非線引き都市計画区域
用途地域	第一種住居地域
建蔽率	6 0 %
容積率	2 0 0 %
最低売払価格	2 7, 7 0 3, 9 6 8 円
入札日時	令和 8 年 8 月 2 6 日（水）午後 1 時 4 5 分～

※現況有姿での売却となりますので、ご注意ください。また、現地説明会は行いません。

入札参加希望者は、物件調書をご覧のうえ入札前に現地をご確認ください。

※現況と物件調書の数量等が符合しない場合、現況を優先するのでご注意ください。

（注）入札日時の 1 0 分前までに、猪苗代町役場 3 階正庁 A へお越しください。

◎ 物件の詳細は、別添「物件調書」のとおりです。

町 有 地 売 却 の 流 れ

1 普通財産売払一般競争入札参加申請書の提出

令和8年8月21日（金）午後5時15分まで（必着）

○提出書類

- ・普通財産売払一般競争入札参加申請書（様式第1号）（以下「入札参加申請書」という。）
- ・入札参加申請書に定める次の書類

申請人が個人の場合	申請人が法人の場合
1 住民票抄本	1 履歴事項全部証明書
2 誓約書（様式第2号）	2 誓約書（様式第2号）
3 印鑑登録証明書又はその写し	3 印鑑証明書又はその写し
4 市区町村発行の納税証明書又はその写し（直近1年分）	4 市区町村発行の納税証明書又はその写し（直近1年分）
5 委任状（様式第3号）	5 委任状（様式第3号）
6 その他公告において指定されたもの	6 その他公告において指定されたもの

（注） 1 押印は印鑑登録している印を押印すること。

2 代理人を選任する場合は、「委任状」と委任する方の印鑑登録証明書を添付すること。

3 共有による申込みの場合は、共同入札者全員の「住民票抄本」「誓約書」「印鑑登録証明書又はその写し」「市区町村発行の納税証明書又はその写し」「委任状」及び「共有合意書」を添付すること。



2 入札保証金の納付

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額（円未満切上げ）で、「入札保証金納入通知書発行依頼書」に記載した希望額をもとに町が発行する納入通知書により、入札当日の入札前までに納付してください。



3 入札日

令和8年8月26日（水）午後1時45分～

○受付時に提示するもの

- ・入札参加申請書（受付印を押印したもの）の写し・身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）

○入札時に提出するもの

- ・入札書（封書にて）・入札保証金を納入した領収証書の写し（入札書に同封する）



4 売払いの決定

入札の落札者を決定したときは、書面又は口頭にて売払いの決定を通知します。



5 契約保証金の納付

落札代金の100分の10以上（円未満切上げ）を納付してください。

※落札者の入札保証金は、契約保証金の全部又は一部に充当します。



6 土地売買契約の締結

売払いの決定通知を受けた日から14日以内に土地売買契約（以下「売買契約」という。）を締結してください。



7 売払代金の入金

契約締結の日から起算して、30日以内に売払代金から契約保証金を除く額を納付してください。



8 所有権移転登記

売払代金の完納後、町が所有権移転登記を行います。



9 所有権移転登記完了通知

所有権移転登記の完了後、完了通知書を送付いたします。

入 札 説 明 書

1 入札参加に際しての注意事項

- (1) 「本入札説明書」をよく読んだうえで入札に参加してください。
- (2) 入札参加者は、入札に関し町の担当職員の指示に従ってください。
- (3) 入札参加申請書に記載された名義において、売買契約及び登記を行います。
- (4) 未成年者の場合は、法定代理人の同意が必要です。
- (5) 落札者は、物件の所有権登記前に権利義務を第三者に譲渡することはできません。

2 入札参加者の資格

入札参加者は、町内・町外居住及び個人・法人を問いません。

ただし、猪苗代町普通財産売払要綱（平成 29 年猪苗代町訓令第 19 号）第 6 条に定める入札参加資格を有する者とします。

3 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 入札参加申請書を提出していない者が行った入札
- (3) 1 人で一度に 2 通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
- (4) 入札書に記載した金額を訂正している入札
- (5) 入札金額の 100 分の 5 に満たない額の入札保証金を納付した者が行った入札
- (6) 入札書の金額、氏名（法人にあつては商号名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が識別しがたいもの
- (7) 公告書又は本説明書事項に違反した入札
- (8) 入札に関し、町の担当者の指示に従わなかった者の入札
- (9) 郵送等による入札
- (10) 所定の入札書によらない入札
- (11) 入札参加申請書と異なる印鑑を押印した入札
- (12) その他入札条件に違反した入札

4 現地の確認

現地説明会等はありません。入札参加者は事前に物件調書の案内図等により、現地を確認してください。（ご不明な点がありましたらお問合せください。）

なお、現地確認にあたっては、周辺住民等の迷惑にならないようにしてください。

5 参加方法等

- (1) 参加申込み

入札参加申請書に必要事項を記入及び押印のうえ、必要書類を添えて申込み期間内に、下記住所まで郵送・持参してください。

(2) 必要書類

「町有地売却の案内」及び「入札参加申込み時 提出書類一覧表」をご覧ください。

(3) 参加申請受付期間

令和8年7月8日（水）から令和8年8月21日（金）まで

持参する場合、受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までとします。郵送の場合、締切日必着とします。

(4) 参加申込み先（問い合わせ先）

猪苗代町役場 企画財務課 財務係

〒969-3123 福島県耶麻郡猪苗代町字城南100番地

電話 0242-62-2112（直通）

(5) 入札参加申請書写しの交付

受付手続き終了後、入札参加申請書に受付印を押印した写しを交付しますので、入札参加者は、入札日まで大切に保管してください。

6 入札の辞退

- (1) 入札前に入札を辞退する場合は、令和8年8月25日（火）午後5時15分までに企画財務課へ辞退届を提出してください。
- (2) 入札執行中において入札を辞退する場合は、入札執行者に辞退の旨を明記した入札書を提出するか、口頭により辞退する旨を申し出てください。
- (3) 入札を無断で辞退することのないよう十分留意ください。

7 入札の日時等

- (1) 期 日 令和8年8月26日（水）
- (2) 入札場所 猪苗代町役場3階 正庁A
- (3) 入札時間 午後1時45分～

8 入札保証金の納付

入札参加者は、入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）を、「入札保証金納入通知書発行依頼書」に記載した希望額をもとに町が発行する納入通知書により、入札当日の入札前までに納付してください。

9 入札当日にお持ちいただくもの

- (1) 入札参加申請書（受付印を押印したもの）の写し
- (2) 身分証明書（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等）

- (3) 入札書（封書にて）
- (4) 入札保証金を納入した領収証書の写し（入札書に同封する）

10 入札当日の流れ

(1) 受付

入札参加申請書（受付印を押印したもの）の写し及び身分証明書を確認させていただきます。

(2) 入札室

入札参加者は、入札に関し町の担当職員の指示に従ってください。

入札に際しては、入札執行者の指示に従い、入札者は「入札書」に必要な事項を記載し記名押印のうえ、封書（任意）にて入札執行者に提出してください。

なお、入札保証金を納入した領収証書の写しについては、入札書に同封してください。

（注）・各自の見積金額は、入札書に右詰めで物件の価額を算用数字で表示し、最初の数字の前には「〒」を記入してください。

・入札者は、その事由のいかんにかかわらず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

・入札書は、入札者の住所、氏名（法人にあつては商号名称および代表者名）を記入の上、必ず印鑑登録証明書に登録された印鑑（委任状の受任者にあつては委任状に押印された受任者の印鑑）を押印してください。

11 開札

(1) 開札は、入札者立会いのもとで行います。

(2) 開札の結果、最低売払価格以上の最高価格をもって入札した者を落札者とします。

なお、落札となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合は、くじ引きによって落札者を決定します。（「くじ引き」を辞退することはできません。）

(3) 落札者には、入札終了後、直ちに契約手続きの説明を行います。

12 契約保証金の納付

(1) 落札者は、売買契約締結と同時又はその直前までに、契約保証金として契約金額（落札金額）の100分の10以上（円未満切上げ）を納付してください。

(2) 入札保証金を契約保証金に充当した場合に、入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を納付してください。

(3) 契約保証金は、売払代金から契約保証金を除く金額を契約締結の日から起算して30日以内に完納したときに、売払代金の全部又は一部に充当します。

(4) 売払代金が即納されるときは、猪苗代町財務規則第98条第1項第12号に基づき免除とします。

13 入札保証金の返還等

- (1) 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札者が決定した後に、「入札保証金還付請求書」の提出を受けて返還いたします。
- (2) 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の全部又は一部に充当いたします。
- (3) 落札者が契約の締結に応じない場合は、落札についてはその効力を失い、落札者が納付した入札保証金については、猪苗代町に帰属することとなります。

14 売買契約の締結等

- (1) 売買契約の締結等は、売払いの決定通知を受けた日から14日以内に行います。
なお、この期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となりますのでご注意ください。
- (2) 落札者は、物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡できません。
- (3) 落札者が契約締結の日から起算して30日以内に売払代金を完納しない場合は、契約保証金は猪苗代町に帰属するものとし、当該落札者は、2年間入札に参加できないものとします。
- (4) 次に掲げる場合には、地方自治法施行令第167条の2に基づき随意契約することができるものとします。
 - ①一般競争入札の結果、入札者がいないとき
 - ②落札者が契約を締結しないとき

15 売払代金の支払方法

売買契約締結後、契約締結の日から起算して30日以内に売払代金から契約保証金を除く金額（契約保証金は売払代金へ充当します。）を納付してください。なお、売払代金の納付が行われなかった場合、契約保証金は猪苗代町に帰属することとなりますのでご注意ください。

16 入札特約条項

- (1) 用途制限
 - ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途

③周辺住民に著しく不安を与える施設に類する用途

17 所有権の移転等

- (1) 売払代金が完納されたときに所有権の移転があったものとします。売払物件は、現況有姿のままの引渡しとなります。
- (2) 物件の引渡しにあたり新たな境界明示、境界立会い、測量及び地積更正登記を実施しません。
- (3) 所有権の移転登記は町が行います。
- (4) 売払物件に係る土地利用に関し、隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて落札者において行ってください。

18 契約に必要な費用

売買契約書に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、売買契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

19 共同入札について

一つの財産を複数の者で共同所有する目的で入札する場合の手続は下記のとおりです。

(1) 必要書類の提出

- ・入札参加申請書（共同入札者全員の記名押印）
 - ・住民票抄本 ※1 ・誓約書 ※1
 - ・委任状（代表者以外の全員から代表者に対する委任状）
 - ・印鑑登録証明書及びその写し ※1
 - ・市区町村発行の納税証明書又はその写し（直近1年分） ※1
 - ・共有合意書
 - ・その他公告において指定されたもの
- ※1 共同入札者全員分の書類を提出してください

(2) 売払代金等の納付

売払代金、入札保証金及び契約保証金の納付等については、代表者が共同入札者を代表して行ってください。

19 その他

本説明書に定めのない事項は、すべて地方自治法、猪苗代町財務規則等の定めるところによって処理します。